

議案第11号

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例等の一部改正について

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和3年2月22日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例（平成30年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例（平成26年逗子市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な

体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成24年逗子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成24年逗子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例第2条第5項、第2条の規定による改正後の逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例第2条第5項、第3条の規定による改正後の逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例第3条第3項、第4条の規定による改正後の逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例第3条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない。」とあるのは「講じるように努めなければならない。」とする。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、改正の要あるため提案する。